

第1 七本木小学校基本方針の策定

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、家庭、地域、学校、町その他の関係機関の連携のもと、実行あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の基本的な方針を示すものとして、七本木小学校いじめ防止基本方針（以下「七本木小基本方針」という。）を定める。なお、七本木小基本方針の策定にあたっては、上里町基本方針を参酌するものとする。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、地域、学校、町その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) 安心して学習に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめがないよう、未然防止に努める。
- (2) いじめをせず、また、いじめを見ながら放置することなく、全ての児童がいじめの問題に理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) どの学校でも、どの児童にも起こり得ることから、いじめが児童の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 組織の設置等

学校は、次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

学校は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る「いじめ防止協議会」を設置する。

(2) いじめの防止等のために実施する施策

① 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を図る。

- ・いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解する研修を実施する。
- ・集団活動の指導や生徒指導方法を身に付ける研修を実施する。
- ・『New I's』の活用を図った研修会を実施する。

② いじめ未然防止のための道徳教育の充実を図る。

- ・道徳の授業を充実する。年1回は、授業参観で道徳の授業を実施し、保護者との連携も図る。
- ・子どもたちの豊かな心を育む講演会を開催する。

③ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る。

- ・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、学校と保護者、地域や警察と連携する。
- ・非行防止ネットワーク、ソーシャルスクールワーカーと連携する。
- ④ 児童が自発的な活動や主体的な活動ができるよう支援する。
- ⑤ ネットいじめへの対応を図る。
 - ・ネットワーク上の情報モラルや知識を育て、適切なネット利用ができるようにする。
- ⑥ 町や家庭・地域・関係団体との連携を図る。
 - ・町の子育て共生化や福祉課との連携を進める。
 - ・教育相談日を各月定期的にもうけ、相談しやすい環境を醸成する。
 - ・保護者向け啓発資料を作成・配布する。
 - ・学校応援団や防犯の方と学校との連携を図り、情報の提供をお願いする。
- ⑦ いじめを許さない気運を醸成する。
 - ・人権作文や人権標語を一人一人に書かせることにより、いじめをしない、許さない気運を醸成する。
 - ・いじめに関するアンケートを実施し、自らを振り返らせるとともに早期発見に結び付ける。(アンケートは学期ごとに実施する。)
 - ・全校朝会や学年朝会で、いじめ防止に係る話をする。

第3 重大事態への対処

◎重大事態とは、

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

1 重大事態の調査

- (1) 重大事態が発生した場合、教育委員会へ、事態発生について報告する。
- (2) 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合には、教育委員会において調査を実施する。
- (3) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校・教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- (4) いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

2 重大事態への対処の流れ

重大事態に対する調査・報告体制

